

農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する 法律案 概要

【目的】

地域における農業の基盤である農業用植物の優良な品種を確保する上で
農業用植物の新品種の育成が継続的かつ安定的に行われることが重要

↓

公的新品種育成の促進
公的育成品種の有効かつ適正な利用の確保

↓

地域における農業の持続的な発展
国民生活の安定向上

【定義】

➤公的新品種育成：公的試験研究機関（※1）における農業用植物の新品種の育成（※2）

➤公的育成品種：公的試験研究機関（※1）において育成された農業用植物の品種

※1 地方公共団体の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人・地方独立行政法人

※2 遺伝子組換え技術又はゲノム編集技術を用いるものを除く

【基本方針】

農林水産大臣は、公的新品種育成の促進等（※）に関する基本方針を定めるものとする。

※ 公的新品種育成の促進及び公的育成品種の有効かつ適正な利用の確保

【施策】

公的新品種育成の促進

国は、農業用植物の新品種の育成が継続的かつ安定的に行われるよう、公的新品種育成の促進に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

公的育成品種の有効かつ適正な利用の確保

国及び地方公共団体は、公的育成品種の有効かつ適正な利用を図るため、

- ① 公的育成品種を農業者が低廉な対価で利用することができる環境の整備
- ② 公的育成品種に係る知的財産権に関する国民の理解と関心を深めるための啓発活動

その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

公的育成品種の種苗の生産に係る技術を有する人材の育成

公的育成品種の有効な利用を図る上で公的育成品種の種苗の生産に係る技術が継承されることが重要

↓

国及び地方公共団体は、当該技術を有する人材を育成するため、当該技術の普及指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【施行期日】

公布の日